

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について (短期給付及び福祉事業関連業務)

○短期給付事業

新型コロナウイルス感染症による影響のため、任意継続組合員の方の掛金の納付（前納の場合を除く）や組合員の方の被扶養者の届出等を期限までに行えないときには、期限の延長等の対象となる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症による療養のために職場を休み、報酬（給料）が減額されたときには、傷病手当金の給付の対象になる場合があります。

その他、各種手続きにつきまして、通常よりも時間を要する場合がございます。詳細については、所属されている支部にお問い合わせください。

○保健事業

特定健康診査及び特定保健指導等の実施の先送り等を行う場合があります。詳細については、所属されている支部にお問い合わせください。

また、健康づくり事業（（株）ベネフィット・ワンへの委託事業）のサービスのご利用に際しては、サービス内容等が変更されている場合がありますので、各サービス提供企業のHP等にて最新情報をご確認のうえご利用ください。

○宿泊福祉事業

警察共済組合の宿泊保養施設については、日頃から食品衛生管理等を徹底し、食中毒発生などの各種事故防止に努めるところでありますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員等のマスク着用や消毒を徹底し、営業を行っています。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として、臨時休業する場合、営業時間等を一部変更する場合がございますので、詳細については、[各宿泊保養施設](#)にお問い合わせください。

○保健福祉事業（制度保険事業）

各種保険金の支払い及び各種お問い合わせへの対応については、通常よりも時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

※入院給付金に関する取扱いについて

- ① 医療保険（アクサ生命）及び団体傷害保険の病気補償プラン（三井住友海上の団体

総合生活補償保険の疾病補償特約)

新型コロナウイルス感染症にり患された被保険者の入院給付金の支払いについては、医療機関の事情等により、医師の指示で、ご自宅又はその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払いの対象として取り扱われます。

② グループ保険の入院給付金（明治安田生命）

不慮の事故により入院する予定であった方が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療機関の事情等により、医師の指示で、ご自宅又はその他の病院等と同等とみなされる施設（ホテル等滞在型施設）で治療を受けられた場合も入院給付金のお支払いの対象として取り扱われます。

※ 入院給付金のお支払い対象は、個別の判断となりますので、ご注意ください。

【留意事項】

入院給付金の対象には、新型コロナウイルス感染症の検査の結果が「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で入院（検査入院を含む。）された場合も含まれます。

○貸付福祉事業

貸付金の決定及び各種お問い合わせへの対応については、通常よりも時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

なお、各支部により取扱いが異なりますので、詳細については所属されている支部にお問い合わせください。

○物資福祉事業

商品に関するお問い合わせ及びご注文された商品の配送については、通常よりも時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

- ・商品に関するお問い合わせ

警察共済組合本部サービス専用窓口 03-5213-7596

- ・ご注文された商品の配送に関するお問い合わせ

かいものカタログコールセンター 0120-175-008